

遠野市における**学校と地域の連携・協働**

～コミュニティ・スクールと地域の体制づくり～

- 1 これまでの経緯
- 2 遠野市の学校運営協議会
- 3 地域の体制とPTA
- 4 導入に向けて



1 これまでの経緯

(1) 学校運営協議会制度の歩み

平成16年 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正
→ 「学校運営協議会」制度のスタート **(任意)**

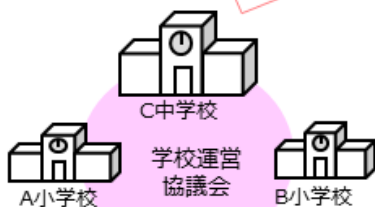
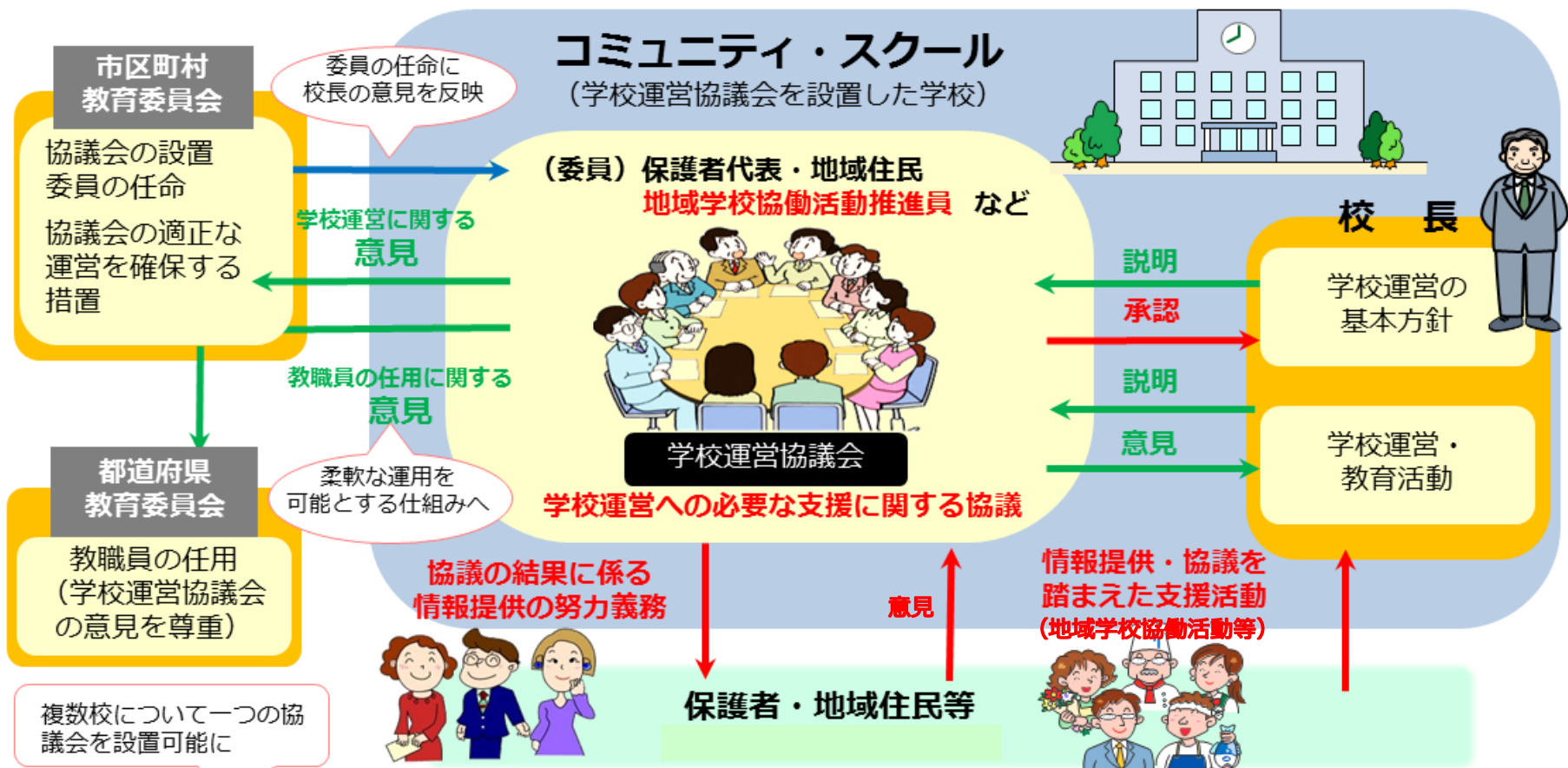
平成19年 「いわて型コミュニティ・スクール」スタート
→ 「まなびフェスト」を活用した、目標達成型の学校経営の取組。学校と地域が目標や取組内容、達成状況等を共有。

平成29年 **関係法の改正**

「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」の施行
→ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正を含む

→ 「学校運営協議会」の設置努力義務化
→ 県では、令和4年度にすべての市町村で学校運営協議会の設置を目指し取組を推進することにシフト

(2) 学校運営協議会の役割



小中一貫型小・中学校など

<学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること

(3) 県の方向性

- 「既存の体制や取組、その成果を踏まえつつ、学校と地域の連携・協働がより適切で効果的となるような体制づくりの再整備が重要なポイント」と説明。

- そのうえで、
 - ① 「地域とともにある学校づくり」を推進するための学校における体制「学校運営協議会」（主体は学校）を核にしつつ、
 - ② 同時に「学校を核とした地域づくり」を推進するための地域における体制を整える



地域と学校が連携・協働して行う活動や取組を通じて
「学校づくり」と「地域づくり」双方に
より良い効果を発揮していくことを目指す

(4) 地域教育協議会の歩み

平成8年 遠野教育懇談会からの提言書において「地域教育協議会」の創設が提案される

- 地域の特性・人材を活かしながら、学校・家庭・地域の連携を強化する
- 教育力の向上の中核として、地域教育力の向上のための多様な活動を企画・運営していく
→「地域の教育力の結集・再生を担う中核的機関」

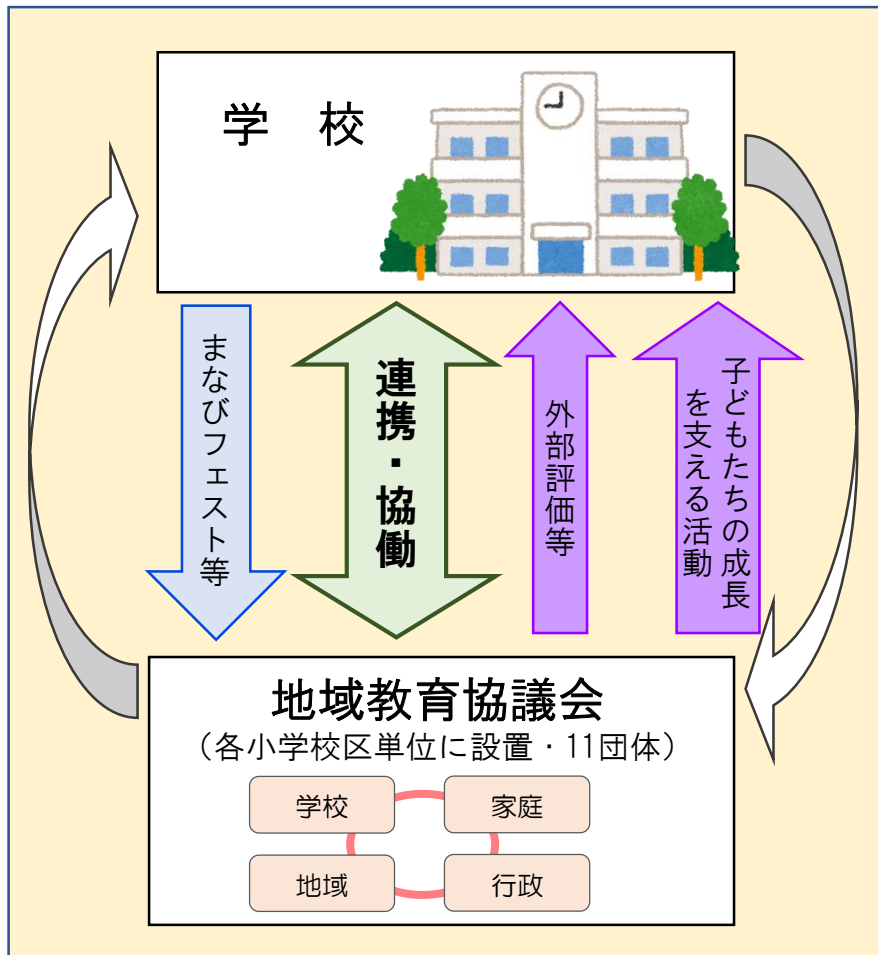
平成13年～平成14年

旧遠野市において、小学校区単位で「地域教育協議会」が結成される

平成17年 遠野市地域教育協議会連絡会が結成

平成21年 全ての小学校区単位で「地域教育協議会」が結成

(5) 地域教育協議会のこれまでの取組



平成14年～

- 完全学校週5日制に対する対応
→地域全体で子ども達の成長を支える活動の実施
- 県の教育振興運動の推進

平成20年～

「学校支援地域本部」としても位置付け
→「学校の応援団」

これまでの市内での活動事例

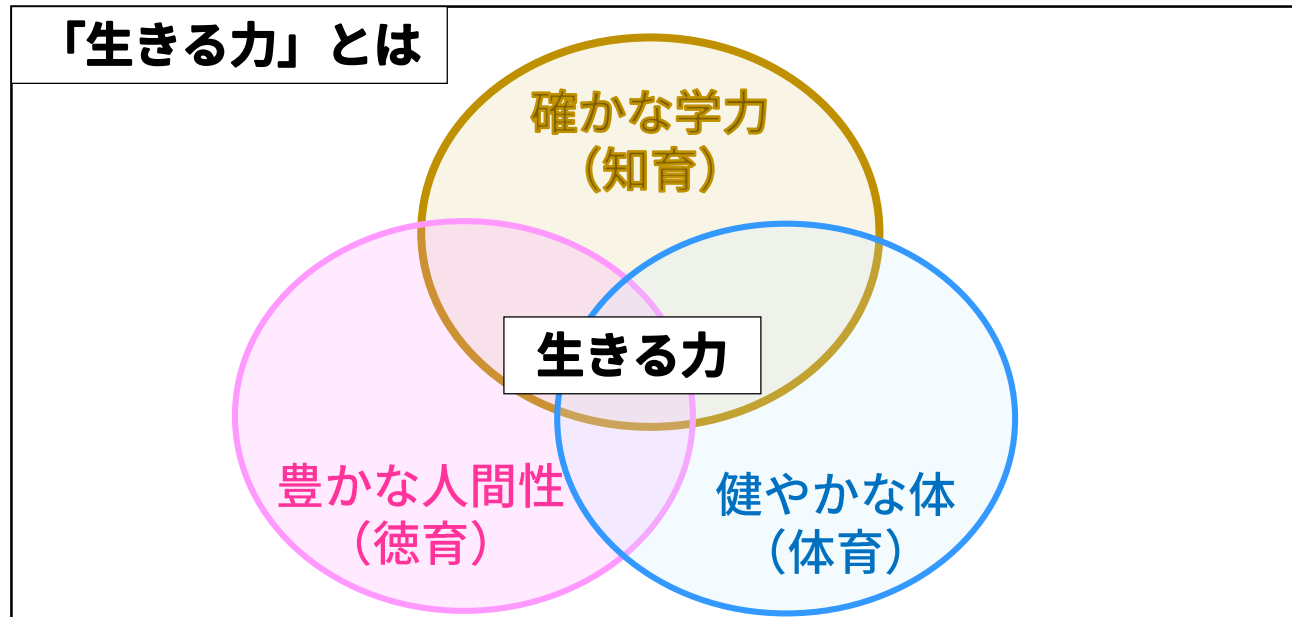
- 学校内での活動…郷土芸能指導、図書ボランティア、環境整備等
- 情報メディア研修…PTAとの合同講演会等
- 読書活動の推進…読み聞かせボランティア、推進標語の募集等
- 早寝早起き朝ごはん運動…学校と家庭の連携による取組
- 登下校の見守り
- 多様な体験活動…世代間交流（みずき団子づくり、伝承遊び）等

2 遠野市の学校運営協議会

(1) 設置の目的

- 地域の皆さんの学校運営への参画を得て
- 学校や地域をとりまく諸課題の対応や遠野のふるさと教育の推進等を進め

**遠野の宝である子どもたちの
「生きる力」を育むことを目的に設置**



(2) 設置の方針

学力向上の取組は義務教育9年間を見据えて中学校区で実践済



遠野の子どもたちの「生きる力」を育むためには
9年間の取組を社会で共有し、みんなで参画することが必要



中学校区に学校運営協議会を設置

遠野中学校区学校運営協議会



遠野中
部会



遠野小
部会



遠野北小
部会



綾織小
部会



附馬牛小
部会



遠野

松崎

綾織

附馬牛

遠野東中学校区学校運営協議会



遠野東中
部会



土淵小
部会



青笹小
部会



上郷小
部会



土淵

青笹

上郷

遠野西中学校区学校運営協議会



遠野西中
部会



小友小
部会



宮守小
部会



達曽部小
部会



鱒沢小
部会



小友

宮守

達曽部

鱒沢

(3) 令和4年度の協議テーマ (例)

- **校長が作成する学校運営の基本方針の承認** 法で必須
→ 「中学校」も「小学校」も
- **学校関係者による評価の実施** 国のガイドライン
- **9年間を見据えた学校と地域の協働に向けた「情報の共有」**
→ 「まなびフェスト」と「ふるさと教育」をベースとした「キャリア教育」 (キャリア・パスポート)
- **学校部会での協議事項の「共有」**
- 中学校区を範囲とする地域で学校と共に取り組みたいことを協議することができる。

(4) 「学校部会」の位置付け

学校運営協議会は、義務教育9年間を見据えて、中学校区に設置



- 各学校独自の取組
- 地域理解と文化継承意識の醸成
- 小学校から中学校につながる学びの持続と継続的取組



学校単位で協議し、実行に移しやすくする組織の必要性



「学校部会」の設置

※協議したことは、学校運営協議会に報告する。

(5) 令和4年度 学校部会での協議テーマ (例)

- **学校運営協議会に提案する「学校運営の基本方針」の検討**
- **学校運営について必要な支援についての協議**
→キャリアパスポートや魅力ある学校づくり事業を意識して
- **学校関係者による評価の実施**
- 「学校ならではの取組の推進」と「地域からの小学校区単位で取り組みたいこと」について協議することができる。

(6) 委員

学校運営協議会委員

- 当該中学校の校長（1名）
- 学区内の小学校の校長（3名～4名）
- エリアコーディネーター（1名）
- 中学校PTA会長（1名）
- 小学校PTA会長（3名～4名）
- 各部会が推薦するもの（4名～5名）

学校部会委員

- 当該学校の校長（1名）
- エリアコーディネーター（1名）
- 当該学校PTA会長（1名）
- 地域の代表者（1名）
※中学校はエリアコーディネーターとする。
- 学校長が推薦するもの（5名以内）

- 委員は市教育委員会から委嘱又は任命。
- 任期は1年。ただし、再任を妨げない。

(7) 導入に向けて学校が取り組むこと

- 「学校部会」の委員及び「学校運営協議会」委員の推薦
- 「学校運営協議会」及び「学校部会」開催に向けた資料の準備・作成
→ 「協議のテーマ」を参考に
- 学校運営協議会と学校部会の日程調整
- 必要に応じた研修会等の計画と開催

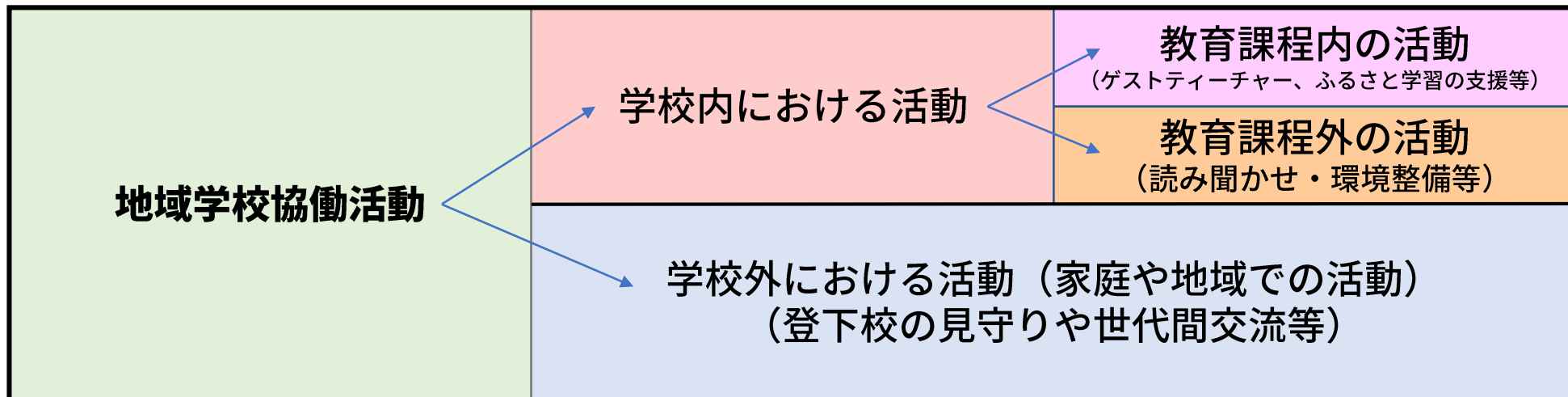
3 地域の体制とPTA

(1) 「地域学校協働活動」

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動



地域学校協働活動



地域教育協議会の活動は、全て「地域学校協働活動」

(2) 岩手県が目指す「地域学校協働活動」の姿

より **適切で** **効果的な** **連携・協働**

- 負担が一部に偏らない
- 適切な役割分担に配慮

- 教育効果が見込まれる内容
- 学校運営に貢献し得る内容

- 「量」より「質」を重視

- ① 既存の仕組みを活かしながら、再整理して持続的な仕組みづくり
- ② 地域学校協働活動のうち、特に**学校支援活動の充実を図る**



本市においても、必要に応じて
地域教育協議会の組織体制と活動を併せて見直す必要がある

(3) 「小さな拠点」が始まった今がチャンス！

令和3年度から「小さな拠点」が始まったことを受けて、地域の教育に関する組織が重複する事案が生じている。（例：教育部会と地域教育協議会）
このことで、役員の重複や会議の出席回数が増などの負担が増えている



- 地域における学校の応援団として子どもと学校を支援する
- 「学校への地域の想い」を取りまとめる

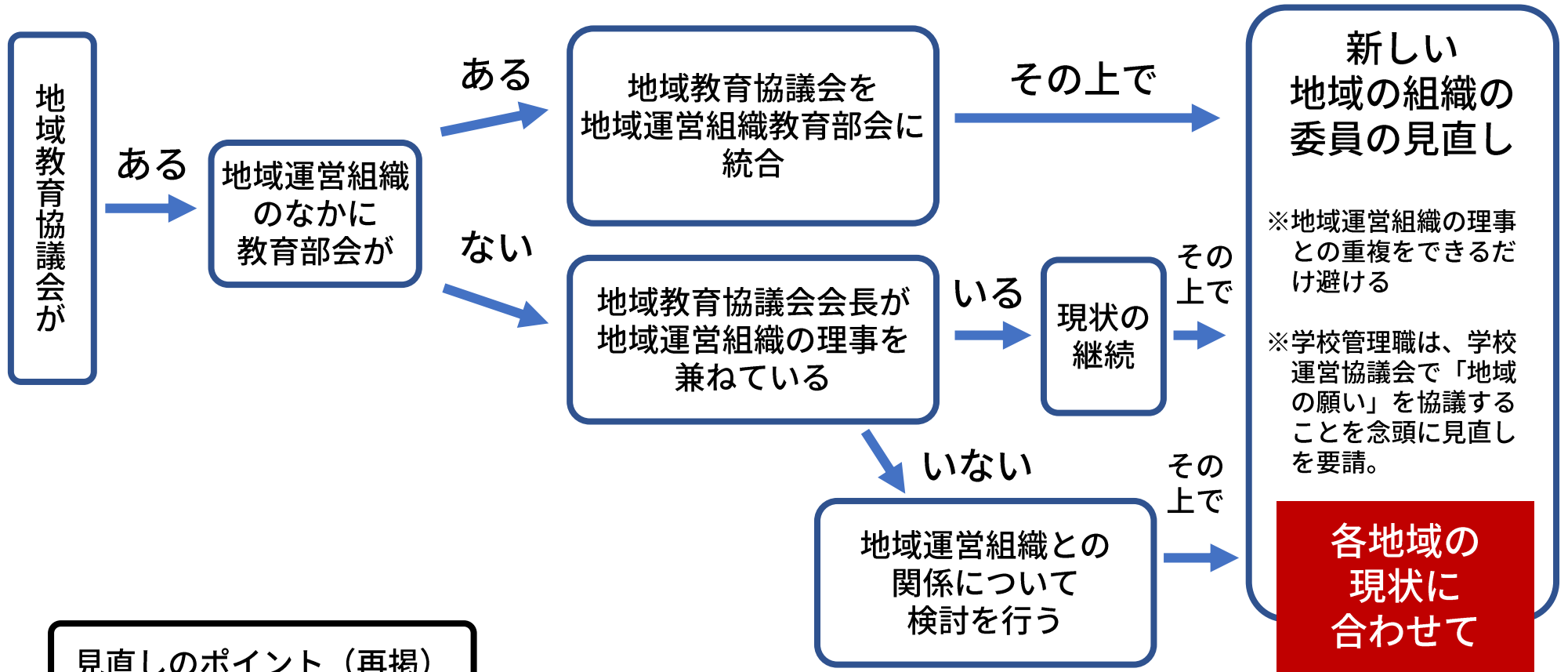
2つの位置づけがはっきりしていれば…



地域の組織は「地域教育協議会」にとらわれない
(地域運営組織の教育部会との統合も可)

地域役員の参集回数が減る

(4) 地域の体制の見直しフロー図 [参考]



見直しのポイント（再掲）

- 地域における学校の応援団として子どもと学校を支援する
- 「学校への地域の想い」を取りまとめる→地域運営組織「理事会」との関係性も視野に
- 適切で効果的な組織体制へ

(5) 「地域」のまとめ

◎ 地域における学校の応援団として、子どもと学校を支援する（学校支援への対応）

変更
なし

○ 従来の取組を「地域学校協働活動の分類」により整理。適切な役割分担のもとで活動に当たる。

一部
変更

○ 「学校への地域の想い」を取りまとめる

CS導入に
当たり追加

※ 学校関係者による評価は、学校運営協議会が担うことを想定

(6) 学校運営協議会と「PTA」①

学校及び家庭における教育の理解と振興や、児童・生徒の学校外における生活指導などの社会教育活動を目的とする社会教育関係団体として、学校の教育活動を支援する。

主なPTA活動

- 児童・生徒の健全育成…学年活動、地区活動等
- 学習会・研修会への参加、広報活動…家庭教育ゼミナール等各種研修会、広報紙の作成
- 情報メディアに関する取組
- 読書活動の推進
- 環境整備活動
- 早寝早起き朝ごはん運動
- 登下校の見守り、街頭補導活動

「保護者」の代表として学校運営協議会の委員として参画

(7) 学校運営協議会と「PTA」②

「保護者」の代表として学校運営協議会の委員として参画



学校運営にPTAの意見を反映したり、学校運営協議会が、その活動にPTAの協力を求めるなど、互いに補完し合いながら、**これまでより密接した活動が期待される**

そのためには…

- 既存の活動やこれまで地域とのつながりを整理する
- 保護者の声や意見を取りまとめる

4 導入に向けて

(1) これまでの取組と今後の見通し

実質スタートの年

令和5年度(2023)～

「本格実施」

令和4年度(2022)

「試行の年」

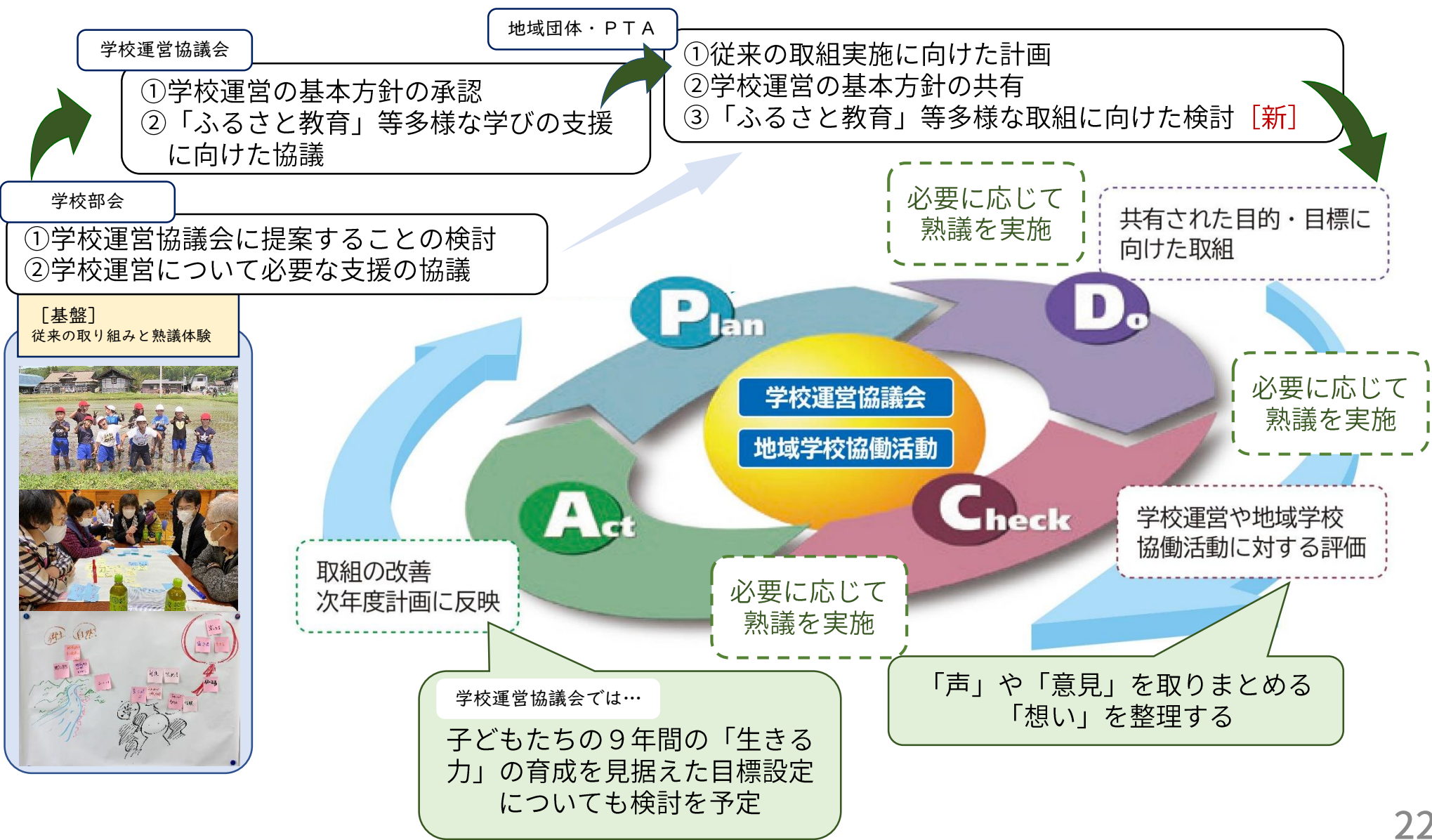
- 規則の施行(4/1)
- 学校運営協議会の開催
- コーディネーターの配置
- ふるさと教育を基に取組を進め、制度を理解する

令和3年度(2021)

「準備の年」

- 制度の周知(研修)
- 熟議体験
- 推進方針の策定
- 地域組織の見直し
- 規則の制定

(2) 令和4年度の「1年の流れ」



(3) 令和4年度の導入に向けて

～キーワードは「より適切で効果的な連携・協働」～

学校は…

- 委員の推薦と協議に向けた準備
- 来年度の会議日程の調整

地域は…

- これまでの活動の整理
- (必要に応じて) 組織の見直し

P T Aは…

- 従来の活動や地域とのつながりの整理
- 「保護者の声を取りまとめる」方法の整理

踏まえて

「熟議体験」で明らかになった「姿」や「できること」

行政は、関係する課が必要に応じて支援していきます

(学校教育課・生涯学習スポーツ課・市民協働課)



**子どもの健やかな成長のためには、
「地域総掛かりでの教育」が必要です。
制度導入に向け、皆様のご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。**

ご清聴、ありがとうございました。